第3回 官庁施設の被災状況に関する情報収集等効率化検討会

議事概要

■日 時: 平成 26 年 10 月 28 日(火) 10:00~12:00

■場 所:中央合同庁舎第2号館1階 共用会議室2A

■出席者:宮村座長、池田委員、濵谷委員、本多委員

(国土交通省大臣官房官庁営繕部) 計画課長、設備・環境課長

■議事概要:

- 事務局から資料説明の後、議論を行った。
- 委員からの主な意見等は次のとおり。

<報告様式の改善点について>

- 〇周辺の状況によっては建物に近寄れないこともあるので、報告様式には建物周辺の被害状況について記載ができるようにする必要がある。
- ○周辺の被害状況を把握するにあたり、地理的なデータベースを活用することも有効である。
- 〇写真は、被害部分だけでなく、施設としてチェックしたい箇所などは被害がなくても写真報告されるとよい。
- ○被害報告における人的被害の取扱について、建物被害に起因した人的被害の把握が目的であれば、 まずは建物の調査結果を記載し、その結果として人的被害の有無を記載するという報告様式の体裁 もありうる。
- 〇報告を求める時間を明示する必要がある。
- 〇報告にあたり、だれがどういう責任で報告するのか、体制も含め検討する必要がある。

<優先対応施設の設定について>

- ○「優先対応施設」とされる施設は、優先対応施設で無い施設に比べ災害に強い施設として整備している。例えば、震度に応じた整理が必要ではないか。
- < 「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」における発災時チェックシート改定等 の方針について>
 - 〇チェックシートの記載方法について、例えば、1階は被害があるが、2階は問題ない場合など、現場で実際に点検し始めるといろいろな事象が出てくるため、どのように整理するか検討が必要だ。
 - 〇指針の対象に津波災害を追加するにあたり、浸水している状況の中で点検するのか、それとも、 一旦水が引いてからの点検なのかなどの前提条件を整理すべき。
 - 〇指針の改定案では、対象とする災害には地震の他に津波、火山等が入れてあるが、その他にも災害の種類があるため、想定される災害を列挙した上で、考慮すべき災害についての対応について記

述を入れておくべき。

○発災時チェックシートの第 I 次に構造体の点検項目で「一見して危険と感じるか」という問いは 感覚的で漠然としており、判断が難しい。建築に関して精通していない施設管理者が行う、施設の 使用可否という人命にも係わる判断は重いため、訓練が必要。

<情報共有ルールの検討方針について>

- 〇チェックシートで、建物に関するチェック項目は複数あるが、一つでも該当すると「不可」の判 定にするか、など判定方法の説明が必要ではないか。
- ○情報伝達の共有は組織間だけでなく、平面的な共有も重要ではないか。例えば、地理的に隣の庁舎で被災情報を共有出来ていない場合もありうる。大規模災害における情報空白地への対応の場合などは、面的なチェックが重要となる。
- ○報告の対象とする災害種類等を共有しておく必要がある。

災害時における情報収集・伝達の課題と検討スケジュール

課題

平成25年度

平成26年度

官庁営繕の報告様式と各省庁の施設 管理者による報告様式が共通でない ため、とりまとめにあたり、<u>転記・集計</u> 作業が発生

様式に、災害応急対策を行う上で必ず しも必要としない項目も含まれる、また は、必要な項目が不足するなど内容 に過不足がある。

各施設の施設管理者では庁舎の<u>各部</u>位の被災状況を詳細に、網羅的に、点検・報告を行うことが困難

応急対策活動期に全ての報告対象施設に対して情報収集を行っており、施設管理者及び職員の負担が大きい。

発災後、電話やFAXが不通となった場合、各省庁との情報のやりとりが困難

情報の収集先が、一次出先や現地庁 など、各省庁によって様々 被災状況の新報告様式の作成

災害時における信頼性の高い

通信手段を用いた、情報収集・

伝達の方策を検討

各省各庁の意見を踏まえた 報告様式の改善

BCP指針における発災時 チェックシート改定等

優先対応施設の設定

被災情報の効率的かつ確実な 収集に向けた情報共有ルール の検討

平成26年度検討会の進め方

H25年度

- 第1回検討会を12月24日、第2回を2月20日に開催。
- ・施設管理者による業務継続可否の判断や、整備局等による効率的な転記・集計等に資する 被災状況報告の新様式の作成等に関する検討。

H26年度

検 討 会

10月28日

第3回

- 報告様式の改善点
- 優先対応施設の設定
- ・情報共有ルールの検討方針
- ・発災時チェックシート改定等の方針 等に関する検討

各省各庁の業務内容等に即したものにするようアンケートを実施。

12月18日

第4回

- ・情報共有ルールの検討状況【各省各庁と国交省間】 🤇
- 情報収集機能を代替する仕組み等検討方針【国交省内】
- ・発災時チェックシート改定等の検討状況

等に関する検討◆

整備局等の業務内容等に即したものにするようアンケートを実施。

2月4日 (予定)

第5回

- ・情報共有ルールの改定案【各省各庁と国交省間】
- ・情報収集機能を代替する仕組み検討案【国交省内】
- ・発災時チェックシート改定案等

等に関する検討

情報共有のルールについて各省各庁と合意形成

自然災害等による官庁施設の被災情報の共有要領 骨子(案)

- 1. 目的
- 2. 被災情報を共有する対象施設
- 3. 被災情報を共有する自然災害
 - (1)報告を求める範囲
 - (2)優先対応施設の設定
- 4. 報告事項と様式
- 5. 報告時期
 - (1)地震災害の場合
 - (2)その他自然災害の場合
- 6. 情報伝達ルート
 - (1)情報伝達ルートの多重化
 - (2)情報伝達ルートと送付様式
 - ①施設管理者からの各施設の被災情報の報告
 - ②地方ブロック機関からの被災状況のとりまとめ報告
 - ③本省庁からの被災状況のとりまとめ報告

- 7. 情報伝達手段
- 8. 情報共有のための平時の準備
 - (1)報告対象施設の施設情報
 - (2)情報伝達窓口等の相互確認
 - (3)施設に応じた点検体制の確立
 - (4)合同庁舎における体制整備
 - (5)訓練等の実施

<添付様式>

- ・被災状況報告書 様式1(とりまとめ表)
- -被災状況報告書 様式2(各施設の個票)
- •写真添付様式

1. 目的

官庁施設は、災害時に災害応急対策活動を支える拠点施設等としての役割を担う必要がある。また、官庁施設は来訪者等にとって安全なものでなければならず、官庁施設に起因する人的・物的被害の拡大を防止する必要がある。

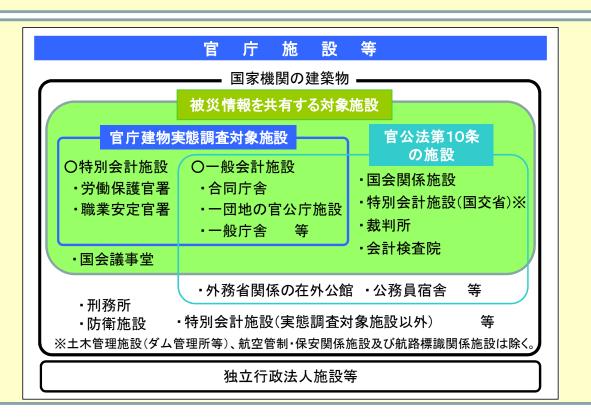
このため、官庁施設に必要とされる機能の維持等に資するよう、施設管理者は、所管する施設の被災状況を点検し、使用可否判断や必要に応じて応急措置等を実施するとともに、被災情報を共有し、国土交通省官庁営繕部は、使用可否判断や応急措置に係る助言等を必要に応じて実施するなど、それぞれの機関が自らの役割を果たす必要がある。

本要領は、災害時における各省各庁と国土交通省官庁営繕部による官庁施設の被災情報の共有方法等について定め、情報共有の確実性の向上及び効率化を図り、各機関の連携の強化を目的とする。

2. 被災情報を共有する対象施設

〇官公庁施設の建設等に関する法律第 10条の対象施設(一部を除く)及び特別 会計施設(官庁建物実態調査対象施設)

〇上記に含まれない特に重要な建築物 (平成16年国土交通省告示第456号)



3. 被災情報を共有する自然災害

(1)報告を求める範囲

- ① 施設の所在地において、<u>震度5強以上</u>(注1)の地震が観測された場合(注2) <u>庁舎の被害の有無 (「有」の場合は、その被害状況とも)</u>を報告する。
- ② その他の自然災害(注3)により、<u>庁舎に被害が生じた場合</u> 庁舎の被害状況を報告する。

注1:各施設の所在地に対応した、気象庁が発表する震度観測点の震度による。

(個別施設に対応した震度観測点については、別途各地方整備局等にて設定する。)

注2: 震度に関する情報は、各施設管理者が気象庁HP等より入手する。

注3:各施設の所在地において震度5弱以下の地震が観測された場合を含む。

地 震 災 害		その他自然災害
震度5強以上の地域 に所在する施設	震度5弱以下の地域 に所在する施設	(風水害・火山災害・雪害等)
被害の有無にかかわらず、対象地域内にあるすべての施設	被害があった施設のみ	

3. 被災情報を共有する自然災害

(2)優先対応施設の設定

発災時に災害応急対策活動等を実施する施設を「**優先対応施設**」と定め、国内で<u>最大震度5強以上</u>を観測した場合は、発災直後の初動期における被災情報収集や庁舎の使用可否判断、応急措置に係る助言等、官庁営繕部による対応の重点化を図る。

※個別の対象施設については、各地方整備局等と各省各庁の施設管理者が別途調整の上設定する。

■応急対策活動期における官庁営繕の対応(最大震度5強以上を観測した場合)

	優先対応施設	その他施設
被災の有無と その状況の把握	・施設管理者から報告を受ける	
夜間・休日発災時における被災情報の把握	・ <u>速やかに</u> 被災状況の把握を行う	・ <u>開庁日以降</u> の確認とする。
所定の時間で被災情 報が伝達されない場合	・ <u>問合せを行い確認を行う。</u> また、 <u>必要に</u> 応じて、実地にて被災状況を確認する	・確認を行わない
使用可否判断や 応急措置に係る助言	・優先的に実施する	・要請があれば可能な範囲で実施する ・被害が重大なら優先的に実施する

※応急対策活動期後は、施設を区分せず、必要に応じて問合せや現地調査等を実施する。

4. 報告事項と様式

○様式1 被災状況のとりまとめ

・各省各庁の被災情報の取りまとめ部局及び国土交通省地方整備局等において、様式2の各施設の被害情報を集計・共有するための報告様式。1施設1行として記入する。

〇様式2 各施設の被災状況の報告

- 施設管理者による庁舎の点検チェックシートを兼ねた報告様式。
- ・建物の被災状況に応じて、段階的に安全を確認しながら点検を実施し、<u>被害の状況、立ち入り可</u> **否、業務継続の状況**について、記入する。

なお、各点検段階で立入不可の判断を行った場合は、以降の点検・報告は不要とする。

- ① 建物全体(一見して危険とわかるもの)
- ② 建物外部(構造躯体、落下危険物等)
- ③ 建物内部(災害対策本部や災害応急対策業務を行うエリアの電力等)

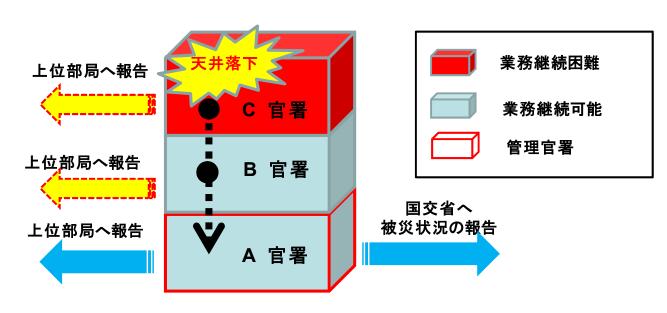
〇様式3 各施設の被災状況写真

- ・庁舎に被害があった場合は、必要に応じ、当該部位の写真(遠景・近景)を「参考様式3」に添付する。ただし、A4枠内であれば、写真貼付枠等の変更は可とする。
- ・1施設の『様式2』及び『参考様式3』については、原則同一のエクセルファイルにて作成する<u>(1施設</u> <u>1ファイル</u>)
- ・ただし、データ容量が大きい場合は、「参考様式3」のみPDF形式による提出を可とする。

4. 報告事項と様式

- ○様式2 各施設の被災状況の報告(合同庁舎の場合)
 - ·<u>合同庁舎の場合</u>、管理官署は、各入居官署の被災情報や業務継続の可否をとりまとめ、<u>合同</u> 庁舎として『様式2』を作成し、各入居官署で共有する。

<合同庁舎の被害状況のとりまとめ>



5. 報告時期

- (1)地震災害の場合
 - ①勤務時間内に発災した場合

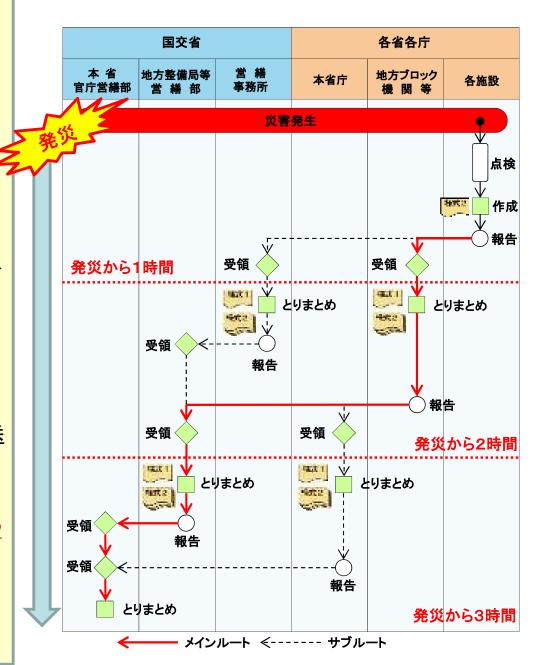
各本省庁にて、概ね3時間以内に被災の全体概要を把握できるよう、以下により情報を共有する。

(i) 様式2(各施設の個票)

第1報は、発災から原則1時間以内に、送付する。 なお、大規模施設や合同庁舎で被災情報の把握に 時間を要する場合などは、「3. 建物内部・ライフラインの被害」については「調査中」として報告する。 第2報以降は、各施設の被災状況把握の進展に合 わせて更新・修正が生じた場合に、随時送付する。

- (ii) 様式1(とりまとめ表)第1報は、発災から原則2時間以内に、国交省に送付する。
- ②勤務時間外に発災した場合 各省各庁のBCP等に基づき登庁後、点検を行い、速や かに</u>送付する。
- (2)その他自然災害の場合

庁舎の被害を把握したら、速やかに送付する。

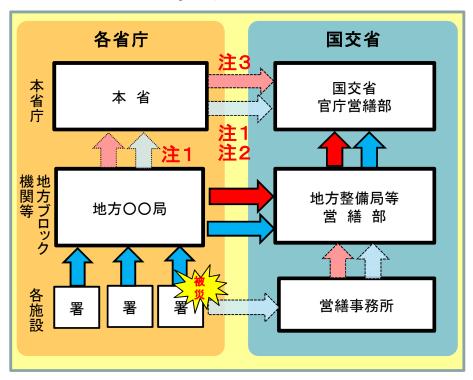


6. 被災情報の情報伝達ルート

(1)情報伝達ルートの多重化

- 〇各省各庁と国交省間の<u>情報伝達ルートの多重</u> 化の観点から、<u>複数ルート</u>を確保する。
- 〇複数ルートを確保した上で、予め「<u>メインルート</u>」、 「バックアップルート」を設定する。
- 〇様式1による被災情報のとりまとめは、原則「メインルート」からの情報を元に行う。
- ○「バックアップルート」からの情報は、「メイン ルート」の一部で通信途絶等により、個々の施設 の被災情報が欠落している場合などに、その情報 を補完するものとして取り扱う。
- ○「メインルート」と「バックアップルート」からの各施設の被災情報において差異が見られる場合は、原則として「メインルート」からの情報を正として取り扱う。

多重化のイメージ



●国交省へのメインルート



様式1(とりまとめ表)の流れ

様式2(各施設の個票)の流れ

○国交省へのバックアップルート



様式1(とりまとめ表)の流れ

様式2(各施設の個票)の流れ

注1: 各施設の様式2については、地方整備局ルートで情報が 伝達できない場合など、必要に応じて送付

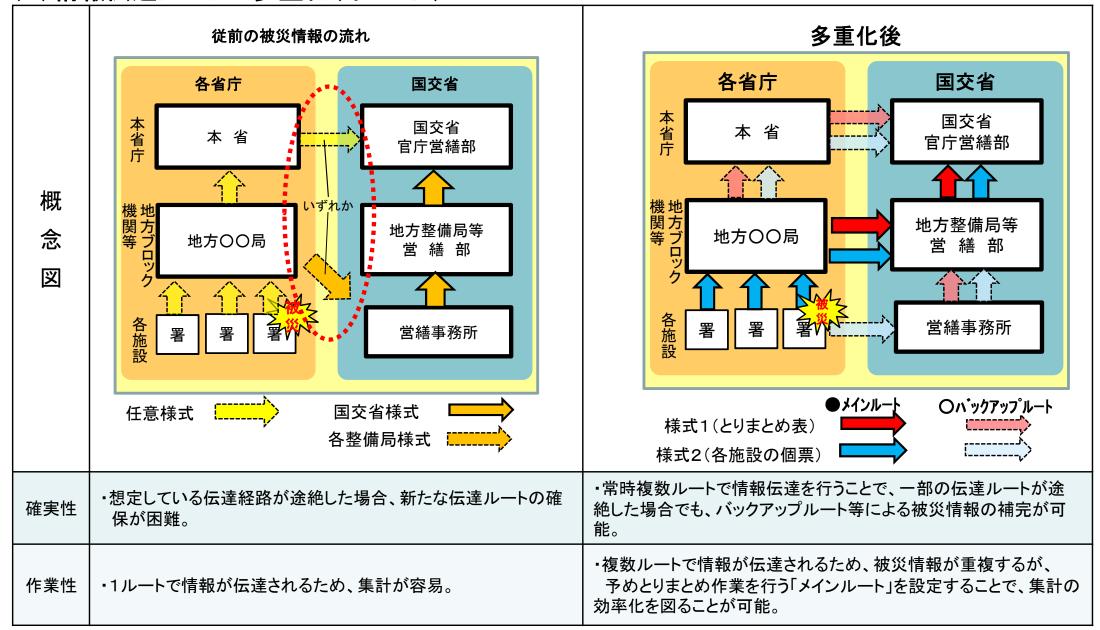
注2: 本省庁舎が被災した場合には、自庁舎の様式2を送付

注3: 様式1は原則送付することとし、各施設の所管部局が複数に分かれるなどの理由により、国交省官庁営繕部に送付できない場合は、必要に応じて、国交省より当該各部局に問い合わせを行う。

國土交通省

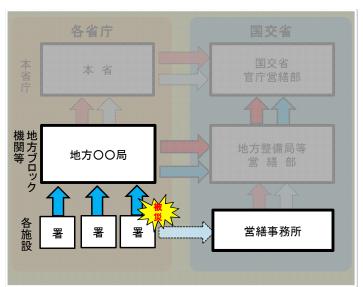
6. 被災情報の情報伝達ルート

(1)情報伝達ルートの多重化(イメージ)

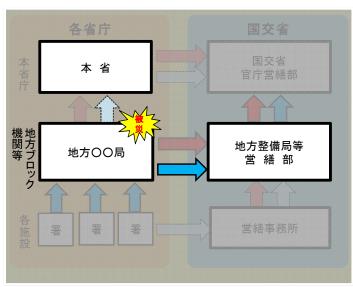


- 6. 被災状況の情報伝達ルート
 - (2)情報伝達ルートと送付様式
 - ①施設管理者からの各施設の被災状況の報告
 - 〇各施設の施設管理者は、『様式2』を国交省に送付する。
 - 〇併せて、自らの上位機関に『様式2』を送付する。

(i) 各施設から様式2の送付先

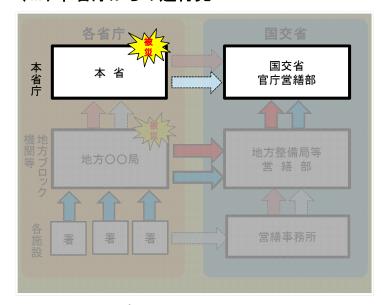


(ii)地方ブロック機関等からの送付先



発災から<u>原則として1時間以内</u>に各施設管理者からの様式2の 第1報を送付する。

(iii)本省庁からの送付先



●国交省へのメインルート



様式2(各施設の個票)の流れ

○国交省へのバックアップルート



様式2(各施設の個票)の流れ

- 6. 被災状況の情報伝達ルート
 - (2)情報伝達ルートと送付様式
 - ②地方ブロック機関からの被災状況のとりまとめ報告
 - 地方ブロック機関等は、各施設管理者より届いた『様式2』(自らの庁舎の『様式2』も含む) を『様式1』にとりまとめ、『様式1』及び『様式2』を国交省に送付する。
 - 〇 併せて、<u>自らの上位機関に原則『様式1』を送付する</u>。

447 本省庁 国交省 本 省 官庁営繕部 - 注1 機関等地方ブロック 地方整備局等 地方〇〇局

地方ブロック機関等がある場合

●国交省へのメインルート

様式1(とりまとめ表)の流れ

様式2(各施設の個票)の流れ

○国交省へのバックアップルート

様式1(とりまとめ表)の流れ

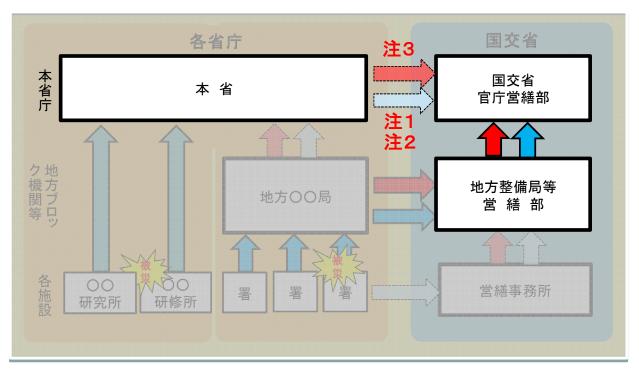
注1: 各施設の様式2については、地方整備局 ルートで情報が伝達できない場合など、 必要に応じて送付

発災から原則として2時間以内に各地方ブロック機関等からの様式1及び 様式2の第1報を送付する。

党 繕 部

営繕事務所

- 6. 被災状況の情報伝達ルート
 - (2)情報伝達ルートと送付様式
 - ③本省庁からの被災状況のとりまとめ報告
 - 各省各庁の本省庁は、地方ブロック機関等から報告のあった『様式1』に加え、本省庁に附属する施設等機関から届いた『様式2』(自らの庁舎の『様式2』も含む)について、<u>併せて『様式1』</u> にとりまとめ、国交省に送付する。



●国交省へのメインルート

様式1(とりまとめ表)の流れ 様式2(各施設の個票)の流れ

○国交省へのバックアップルート

様式1(とりまとめ表)の流れ様式2(各施設の個票)の流れ

注1: 各施設の様式2については、地方整備局ルートで情報が

伝達できない場合など、必要に応じて送付

注2: 本省庁舎が被災した場合には、自庁舎の様式2を送付

注3: 様式1は原則送付することとし、各施設の所管部局が複数に分かれるなどの理由により、国交省官庁営繕部に送付できない場合は必要に応じて、国交省より当該各部局に問い合わせを行う。

発災から概ね3時間以内に被災情報の全体像を把握する。

7. 情報伝達手段

- ○原則としてパソコンからの電子メールを使用する。
 - ・情報伝達窓口となる部局においては、<u>人事異動によらない防災用メールアドレス</u>の 設定に努める。
- ○1メール当たりの添付ファイルの容量は原則2MBまでとする。
- 〇パソコンによる電子メールが使用できない場合の情報伝達手段
 - ・ <u>携帯電話</u>またはスマートフォンのメール機能を使用する。 その場合、様式の各チェック欄に該当する【ひらがな】文字、「施設名」及び「第〇報」を 入力する。
 - ・ 携帯電話またはスマートフォンのメール機能を使用できない場合は、『様式2』をFAX で送付する。

8. 情報共有のための平時の準備

(1)報告対象施設の施設情報の共有

対象施設の施設情報(施設名、所在地、規模・構造等)については、<u>官庁施設情報管理シス</u>テム(BIMMS-N)等による共有を図る。

BIMMS-Nでの施設情報の管理は各省各庁が行う。ただし、対象施設及び優先対応施設に関する入力は、各地方整備局等営繕部等が行う。

なお、毎年度のBIMMS-Nデータの更新時期以外で、臨時に登録情報に変更が生じた場合は、施設管理者は、更新内容について国交省と情報共有を図る。

(2)情報伝達窓口等の相互確認

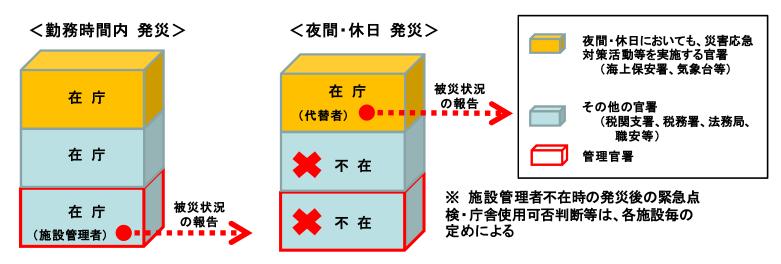
各省各庁の地方とりまとめ部局と各地方整備局営繕部等は、情報伝達窓口等の担当者に 人事異動があった場合、被災情報の送信先または受信先に伝える。

(3)施設に応じた点検体制の整備

施設管理者は、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」を参考に、予め点 検内容を確認し、被災時の健全性の判断のための地震計の活用や、維持管理契約に災害時 の点検実施を盛り込むなど、施設に応じた点検実施体制の整備を図る。

8. 情報共有のための平時の準備

- (4)合同庁舎における体制整備
 - ○管理官署による入居官署との共有・連絡体制等の整備 管理官署は、各入居官署の被災状況をとりまとめ、共有を図るため、各入居官署と庁舎点検の 役割分担や共有・連絡体制を整備する。
 - ○災害応急対策活動を実施する官署が入居する合同庁舎における夜間・休日の体制整備 夜間・休日に発災し、管理官署による一次点検が直ちに実施されないと想定される場合などは、 予め夜間・休日の点検体制(維持管理契約に災害時の点検実施を盛り込む、又は災害応急対 策活動を行う入居官署などが代替して1次点検を実施するなど。)や国交省への代替連絡者等 について、予め合同庁舎内でルール化を図る。



代替の点検者・連絡者の設定(イメージ)

8. 情報共有のための平時の準備

(5)訓練等の実施

国交省は毎年度定期的に、各種会議等を通じ各省各庁に対して、情報共有ルールや施設管理者による発災後の点検方法等の周知に努める。

また、必要に応じて、情報伝達訓練の実施により情報伝達の習熟に努める。

被災情報収集機能を代替する仕組み等の検討方針

1. 目的

災害時における被災情報の確実な収集のため、国土交通省地方整備局営繕部及び営繕事務所が被災し、被災情報収集等の業務が一時的に困難となった場合において、他の整備局等による被災情報収集機能を代替するための仕組み等について検討を行う。

機能代替のイメージ図 ②被災情報の転送 :国交省の庁舎 ④被災情報の報告 :各省各庁の庁舎 ⑦使用可否判断の 助言等の支援 ③被災情報の とりまとめ 被災エリアから 被災エリア近傍の 被災したA整備局 離れたD整備局 B整備局 ①被災情報の報告 ④被災情報の報告 ⑥被災情報の共有 被災した官署b 被災した官署a ⑦使用可否判断の 助言等の支援 ⑥被災情報の共有 本省 ⑤被災情報の 被災エリア近隣の 全体とりまとめ C整備局

被災情報収集機能を代替する仕組み等の検討方針

2. 検討内容

- (1)被災情報の転送先(イメージ図②)の設定
 - ・同時に被災するおそれの少ない整備局等を被災情報の転送先として設定。
- (2)被災情報のとりまとめ(イメージ図③)に必要な資料の整理・バックアップ方法の検討
 - ①被災情報のとりまとめに必要な資料の整理
 - ・被害状況報告対象施設のリスト
 - ・同施設の諸元(位置、規模、構造など)
 - ・情報収集を行う各省連絡先 など
 - ②上記資料のバックアップ方法の検討
 - •保存媒体
 - •更新方法や頻度
- (3)使用可否判断の助言等の支援(イメージ図⑦)に必要な資料の整理・方法の検討
 - ①応急対策活動の支援に必要な資料の整理
 - •一般図
 - •構造関係資料
 - 現況写真データなど
 - ②上記資料のバックアップ方法の検討
 - •保存媒体
 - •更新方法や頻度

チェックシート等の見直し方針 ①について

・発災時被害状況報告書・チェックシートについて、被災状況報告書様式と共通する項目の整理

各省庁共通の 被災状況報告書(様式2) 報告様式 (BCP指針)

各省庁の施設 発災時チェックシート 管理者が参考 • 発災時被害状況報告書 とする様式

想定される使用者が同

BCP指針見直し→ 災害事象の拡大

付録

- 発災時チェックシート
- 発災時被害状況報告書

より使い易 いものとなる 様検討

発災時被害状況報告書(現行版)

被災状況報告書(様式2)

付録

(項目の整理)

発災時被害状況報告書(改定版)

(構成イメージ)

- •被災情報報告書(様式2)
- 施設機能確保に必要な項目

BCP指針の改定に合わせて発災時被害状況報告書・チェックシートを改定

チェックシート等の見直し方針 ②について

・発災時チェックシートの確認事項や報告様式の記入内容の説明資料の作成

説明資料の構成

- ・発災時チェックシートによる点検結果用いて、被災状況報告書(様式2)への記載が容易に 行える手法について記載する。
- ・点検を行うに当たり、判断が難しい項目について、専門知識が無くても判断の目安となる 資料を写真等を用いて作成し、記載する。

【被災状況報告書(様式2)の説明資料と共通のものとする。】

チェックシート等の見直し方針 ③について

・発災時の施設機能確保等のための支援ツールとして、より使い易くするために発災時チェックシート等の構成の一部見直したものを追加

・「構造体等」、「基幹設備機能」、「活動支援空間における機能」及び「執務空間における機能」 について、各点検部位毎に「Ⅱ次点検」シートと「Ⅲ次点検」シートを一枚のシートにまとめ、 Ⅱ次点検項目とⅢ次点検項目の判定を同時に記入することも可能な様式を作成する。

チェックシート等の見直し方針 ④について

・対象とする災害事象の拡大(地震→地震・津波等)に伴う項目の追加等

指針「第3編 参考資料編」の「第2章 施設機能の現状把握方法」及び「第3章 施設機能確保のための対策方法例」に津波等の項目を追加することに伴い、施設機能確保のための整備計画を作成するための支援ツールである「施設機能チェックシート」に津波等に関する項目を追加する。

現行

施設機能チェックシート

地震を災害事象とした施設機能の現状把握、施設機能目標の設定について記載されている。

見直し案

施設機能チェックシート

- ・地震以外の津波等を災害事象とした施設機能の現状把握、施設機能目標の設定についての 記載を追加する。
- ・中央省庁に於いては、より過酷な被害様相の想定に対して必要となる施設機能の施設機能 の現状把握、施設機能目標の設定についての記載を追加する。